令和４年８月16日大雨災害被災状況を鈴木北海道知事・長谷川参議院議員がそれぞれ現地視察

鈴木直道北海道知事は８月27日（土）、16日の大雨災害で被災した市街地等の状況を急きょ現地視察し、中島副町長が詳細説明を行いました。

知事は第２幹線川と後志利別川が合流する今金２号樋門のある築堤から現地を視察しました。中島副町長が被災当日の市街地浸水状況の拡大写真等を用い、「６月28・29日にも200㎜を超える大雨を記録したが、８月16日のように市街地が膝・腰下まで浸水する状況は30年以上沿線に暮らしていても経験がないこと」「床上・床下浸水に見舞われた町民の方、農業被害を受けた農業者の方等には、独自の支援策を準備し議会議決もいただいた」「復興にあたっては町職員のほか、自治会・町内会役員が中心になり、町一丸となって取り組んでいる」と説明しました。視察した知事は「大災害時には、行政も被災者の一つになってしまう。そうした時には自治会・町内会の共助が果たす役割は非常に大きい」と地方自治体の首町（夕張市長）を経験した知事ならではの考えも示しました。さらに「この被災状況はしっかりと受け止め、関係機関とも連携し対応・協議検討していく」と語りました。



この日は、知事のほか、内田道議会議員・岡下函館開発建設部長・槇檜山振興局長も現地を視察しました。

知事は27日午前10時からの全道消防大会出席前に公務を繰り上げて現地視察をしていただきました。

また、翌週の８月29日（月）正午からは、長谷川岳参議院議員も被災状況を視察し、外崎町長が詳細説明を行いました。

豊田３号樋門・今金水門・今金２号樋門の３箇所を視察した長谷川参議は、「国管理の後志利別川を計画的に整備推進することに加え、速度を上げて河畔林伐採・河床維持等の管理を行うことが重要。町も国営農地再編整備事業と同時進行で、改めて排水整備計画等を策定し、町民の暮らしや子ども達が学ぶ環境を守っていただきたい」と語り、「そのための必要な予算措置は国にしっかりと訴えていく」と続けました。



この日は、知事視察時同様、内田道議会議員・槇檜山振興局長が同行し、齋藤北海道開発局建設部河川管理課長も加わりました。

長谷川参議は、ＪＡ今金町でも農業被害に関する報告を受け、理事たちと意見交換を行い、再び上京されました。

【問合せ】まちづくり推進課　企画政策グループ　☎82-0111

令和４年10月11日（火）・10月20日（木）
午後５時30分～午後７時30分〈完全予約制〉

年金生活者支援給付金制度について



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、日本年金機構より９月頃から順次、**請求可能な旨のお知らせ**を送付しています。

同封のはがき「年金生活者支援給付金請求書」に、必要事項を記入し、はがきに記載されている期限までに届くよう提出してください。

（令和５年１月４日までに請求手続きが完了しますと、令和４年10月分からさかのぼって受け取ることができます。）

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きはお早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。
- ➢ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金給付金 検索

無戸籍相談窓口のご案内



何らかの理由で、出生届を出していないことにより、無戸籍となっている方（その保護者の方）を対象に、必要な手続のご案内・ご相談を受けております。

１人で悩まずに、下記までお問い合せください。

【問合せ】税務住民課　戸籍年金グループ　☎82-0111

函館地方法務局戸籍課　☎0138-23-9526

野犬掃討実施について

令和４年９月１日～令和５年３月31日まで野犬掃討を実施します。放し飼いしている犬は野犬掃討の対象となるので飼犬の管理徹底をお願いいたします。



【問合せ】くらし安心課　防災・住民生活グループ　☎82-0111

「マイナンバーカード申請等の時間外窓口を開設します！」ぜひご利用ください。